

介護サービス事業者

自主点検表

(平成23年5月版)

訪問看護

及び

介護予防訪問看護

事業者番号

事業所の名称

〒

事業者の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

# 介護サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

## 2 実施方法

(1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

(5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(6) この自主点検表は訪問看護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問看護についても訪問看護の運営基準等に準じて（訪問看護を介護予防訪問看護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、ゴシック体で書かれた部分については介護予防訪問看護の事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防訪問看護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（指定介護予防訪問看護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行令」 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）
- ・「平11厚令37」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
- ・「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12厚告19」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ・「平12厚告23」 厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生省告示第23号）
- ・「平12厚告24」 厚生労働大臣が定める地域（平成12年2月10日厚生省告示第24号）
- ・「平12厚告25」 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）
- ・「平12厚告26」 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生省告示第26号）
- ・「平12老企36」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12老企55」 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱について（平成12年3月30日老企第55号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平18厚労令35」 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- ・「平18厚労告127」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- ・「平18-0317001号」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「平21厚労告83」 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）

# 介護サービス事業者自主点検表目次

## 目 次

第1	基本方針	.....	1
第2	人員に関する基準	.....	1
第3	設備に関する基準	.....	3
第4	運営に関する基準	.....	4
第5	変更の届出等	.....	19
第6	介護給付費の算定及び取扱い	.....	19
第7	その他	.....	28

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第1 基本方針</b>		
1 訪問看護の基本方針	<p>訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	法第73条第1項 平11厚令37 第59条
<b>2 介護予防訪問看護の基本方針</b>	<p><b>介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</b></p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<b>法第115条の3 第1項 平18厚労令35 第62条</b>
<b>第2 人員に関する基準</b>		
1 看護師等の員数	<p>① 事業所ごとに看護師その他訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数のうち、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）は、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 看護師等の資格は次のいずれかに定める者とします。</p> <p>ア 保健師、看護師、准看護師 （そのうち1名は常勤であること）</p> <p>イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 常勤換算法とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定は以下のとおりとします。</p> <p>イ 前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）</p> <p>ロ サービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（現実と乖離したものでないこと。）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 管理者が看護師等を兼務する場合、常勤換算2.5人の内数とします。ただし、他の事業所の管理者及び従業員を兼ねる場合は、その時間を常勤換算時間数から除いてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください。（配置しないことも可能です）</p> </div>	<p>法第74条第1項 平11厚令37 第60条第1項</p> <p>平11老企25 第2の2(1)</p> <p>平11老企25 第3の3の1(1)① ロ</p> <p>平11老企25 第3の3の1(1)① ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>2 介護予防訪問看護の人員基準</b>	<b>介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護事業と訪問看護事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</b>	<b>平18厚労令35第63条第3項</b>
<b>3 管理者</b>	<p>① 事業所ごとに専従で常勤の管理者を配置していますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  ア 当該訪問看護ステーションで看護職員としての職務に従事する場合  イ 当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合  ウ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合併設入所施設の看護業務（管理業務を含む）は業務に支障があると考えられます）</p> </div> <p>② 管理者は、保健師又は看護師ですか。  <span style="margin-left: 150px;">はい ・ いいえ</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとします。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければなりません。</p> </div> <p>③ 管理者は、適切な訪問看護を提供するための必要な知識及び技能を有する人ですか。  <span style="margin-left: 150px;">はい ・ いいえ</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条及び健康増進法第17条第1項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために、関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37第61条第1項</p> <p>平11老企25第3の3の1(2)①</p> <p>平11厚令37第61条第2項</p> <p>平11老企25第3の3の1(2)③</p> <p>平11厚令37第61条第3項</p> <p>平11老企25第3の3の1(2)④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第3 設備に関する基準</b>		
1 設備及び備品等	<p>① 訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さの専用の事務室又は専用の区画を設けていますか。  <span style="margin-left: 100px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 当該訪問看護ステーションで他の事業を行う場合、業務に支障のないときは、訪問看護を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。</p> </div> <p>② 事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。  <span style="margin-left: 100px;">いる ・ いない</span></p> <p>③ 訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備に配慮していますか。  <span style="margin-left: 100px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p> </div>	<p>法第74条第2項 平11厚令37 第62条第1項</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)①</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)②</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)③</p>
2 介護予防訪問看護の設備基準	<p>介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護事業と訪問看護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業における設備及び備品等の基準(上記1の①～③)を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>平18厚労令35 第65条第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第4 運営に関する基準</b>		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運営規程の概要</li> <li>イ 従業員の勤務体制</li> <li>ウ 事故発生時の対応</li> <li>エ 苦情処理の体制 等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> </div>	<p>法第74条第2項 平11厚令37 第74条 準用（第8条）</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (1)）</p>
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</li> </ul> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用（第9条）</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (2)）</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の訪問看護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第63条 平11老企25 第3の3の3(1)</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第11条第1項) 平11厚令37</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>第74条 準用 (第11条第2項)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
5 要介護認定の申請に係る援助	① 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第12条第1項）
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第12条第2項）
6 心身の状況等の把握	訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第13条）
7 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第64条第1項
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第64条第2項
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第15条）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った訪問看護を提供していますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第16条）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない	平11厚令37第74条準用（第17条）
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。         </div>	準用（平11老企25第3の1の3（7））

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
11 身分を証する書類の携行	<p>看護師等に、身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該証書等には、当該訪問看護ステーションの名称、看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用（第18条）</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (8)）</p>
12 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 訪問看護の提供日</li> <li>イ サービスの内容</li> <li>ウ 保険給付の額</li> <li>エ その他必要な事項</li> </ul> </div> <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第19条第1項)</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (9)①)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第19条第2項) 準用（平11老企 25 第3の1の3 (9)②)</p>
13 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第66条第1項</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (10)①)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
13 利用料等の受領	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療法の給付若しくは同法第78条第1項に規定する訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は老人訪問看護療養費の対象となる健康保険法及び老人保健法上の訪問看護の費用の額の間不合理な差異を設けてはいけません。</p> </div>	<p>平11厚令37第66条第2項</p> <p>平11老企25第3の3の3(2)②</p>
	<p>③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p> </div>	<p>平11厚令37第66条第3項</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(10)③）</p>
	<p>④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第66条第4項</p>
	<p>⑤ サービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収書を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第41条第8項</p>
	<p>⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問看護に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>施行規則第65条</p>
	14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>



自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 介護予防訪問看護の基本取扱方針	<p>⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第75条第5項
17 訪問看護の具体的取扱方針	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行うなど、その改善に努めてください。</p> </div> <p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。</p> </div> <p>③ 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。</p> </div> <p>④ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>⑤ 特殊な看護等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p> </div>	<p>第68条第1号</p> <p>平11老企25第3の3の3(3)②</p> <p>平11厚令37第68条第2号</p> <p>平11老企25第3の3の3(3)③</p> <p>平11厚令37第68条第3号</p> <p>平11老企25第3の3の3(3)④</p> <p>平11厚令37第68条第4号</p> <p>平11厚令37第68条第5号</p> <p>平11老企25第3の3の3(3)⑤</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 介護予防訪問看護の具体的取扱方針	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第1号
	<p>※ 介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにしてください。</p>	平11老企25第4の3の3(2)①
	<p>② 看護師等（准看護師を除く。以下、この項において同じ。）は、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第2号
	<p>③ 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第3号
	<p>④ 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第4号
	<p>⑤ 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第5号
	<p>⑥ サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び上記②に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第6号
	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第7号
	<p>⑧ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第8号
<p>⑨ 特殊な看護等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平18厚労令35第76条第9号	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
18 介護予防訪問看護の具体的取扱方針	<p>⑩ 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第10号
	<p>⑪ 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等も記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該介護予防支援事業者に報告をするとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第11号
	<p>⑫ 管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第12号
	<p>⑬ 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第76条第13号
19 主治の医師との関係	<p>① 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 管理者は、指示書に基づき訪問看護が行われるよう、主治医師との連絡調整、訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行ってください。</p> <p>主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p> </div>	平11厚令37第69条第1項  平11老企25第3の3の3(4)①
	<p>② サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書(指示書)で受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 訪問看護の利用対象者は、その主治医が訪問看護の必要性を認めたものに限り、訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(指示書)の交付を受けなければなりません。</p> </div>	平11厚令37第69条第2項  平11老企25第3の3の3(4)②
	<p>③ 主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供に当たっては主治の医師と密接な連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第69条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
19 主治の医師との関係	<p>※ 看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。</p>	平11老企25第3の3の3(4)④
20 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<p>① 看護師等（准看護師を除く。以下、この項において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第70条第1項
	<p>② 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第70条第2項
	<p>※ 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載してください。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案してください。</p>	平11老企25第3の3の3(5)②
	<p>③ 看護師等は、作成した訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第70条第3項
	<p>※ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。</p>	平11老企25第3の3の3(5)③
	<p>④ 看護師等は訪問看護計画書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第70条第4項
	<p>⑤ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 看護師等は、訪問看護報告書には訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。なお、第70条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり主治医に定期的に提供するものをいいます。</p>	平11厚令37第70条第5項  平11老企25第3の3の3(5)⑦
<p>⑥ 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第70条第6項	
21 同居家族に対する訪問看護の禁止	<p>看護師等にその同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平11厚令37第71条

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
22 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 正当な理由なしに訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p> </div>	平11厚令37第74条 準用（第26条）
23 緊急時等の対応	<p>看護師等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>	平11厚令37第72条
24 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <p>② 管理者は、従業者に「指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」第4章訪問看護第4節運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>	平11厚令37第74条 準用（第52条第1項）  平11厚令37第74条 準用
25 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。  ア 事業の目的及び運営の方針  イ 従業員の職種、員数及び職務内容  ウ 営業日及び営業時間  エ 訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額  オ 通常の事業の実施地域  カ 緊急時等における対応方法  キ その他運営に関する重要事項</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問看護に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> </div>	平11厚令37第73条   準用（平11老企25第3の1の3(17)②）  準用（平11老企25第3の1の3(17)③）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
26 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第30条第1項) 平11老企25 第3 の3の3(7)②</p>
	<p>② 当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該事業所の看護師等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 指定訪問看護を担当する医療機関においては、事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第30条第2項) 平11老企25 第3 の3の3(7)②</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (19)②） 平11老企25 第3 の3の3(7)②</p>
	<p>③ 看護師等の資質の向上のために研修の機会等が確保されていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第30条第3項) 準用（平11老企 25 第3の1の3 (19)③）</p>
	<p>④ 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span>  <span style="float: right;">・ 非該当(交付金を受けていない場合)</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ キャリア・パスとは、職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ること。</p> </div>	<p>介護職員処遇改善交付要綱等</p>
27 衛生管理等	<p>① 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第31条第1項)</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備える等対策を講じてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第31条第2項) 準用（平11老企 25 第3の1の3 (20)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
27 衛生管理等	<p>※ 手洗所等に従業員共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大の恐れがありますので、共用タオルは使用しないでください。</p>	
28 掲示	<p>事業所の見やすい場所に運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p>	平11厚令37 第74条 準用（第32条）
29 秘密保持等	<p>① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的には、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 （第33条第1項）</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 （第33条第2項） 準用（平11老企 25 第3の1の3 (21)②）</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 （第33条第3項）</p> <p>準用（平11老企 25 第3の1の3 (21)③）</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15 24厚労省) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平16.12. 24厚労省）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
29 秘密保持等	<p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	
30 広告	<p>事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平11厚令37第74条準用（第34条）
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平11厚令37第74条準用（第35条）
32 苦情処理	<p>① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する</p> </div> <p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行ってください。</p> </div>	<p>平11厚令37第74条準用（第36条第1項）準用（平11老企25第3の1の3(23)①）</p> <p>平11厚令37第74条準用（第36条第2項）準用（平11老企25第3の1の3(23)②）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
32 苦情処理	<p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>④ 市町村からの求めがあった場合には上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第36条第3項)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第36条第4項)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第36条第5項)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第36条第6項)</p>
33 事故発生時の対応	<p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p> <p>② 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいです。</p>	<p>平11厚令37 第74条 準用 (第37条第1項)</p> <p>準用 (平11老企 25 第3の1の3 (24)①)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第37条第2項)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用 (第37条第3項)</p> <p>準用 (平11老企 25 第3の1の3 (24)②)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
33 事故発生時の対応	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	準用（平11老企25 第3の1の3(24)③）
34 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> </div>	平11厚令37第74条 準用（第38条）  平11老企25第3の1の3(25)
35 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> ② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 基準第69条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>イ 訪問看護計画書</p> <p>ウ 訪問看護報告書</p> <p>エ 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>オ 基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>カ 基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>キ 基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えありません。</p> </div>	平11厚令37第73条の2第1項  平11厚令37第73条の2第2項  平11老企25第3の3の3(6)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第5 変更の届出等</b>		
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスを再開したときは、10日以内に、知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項とは次に掲げるとおりです。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等その登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。また、当該訪問看護の指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別</p> <p>オ 事業所の平面図</p> <p>カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所、免許証の写し</p> <p>キ 運営規程</p> <p>ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ケ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出てください。</p> </div>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則 第131条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>
<b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b>		
1 (介護予防) 訪問看護費の算定	<p>① 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣の定める疾病等の患者を除く。）に対して、その主治の医師が交付した文書による指示及び<b>(介護予防)</b>訪問看護計画書に基づき、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」）が<b>(介護予防)</b>訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、<b>(介護予防)</b>訪問看護計画書に位置づけられた内容の<b>(介護予防)</b>訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ <b>(介護予防)</b>訪問看護費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、<b>(介護予防)</b>ケアマネジメントの結果、<b>(介護予防)</b>訪問看護の提供が必要と判断された場合は<b>(介護予防)</b>訪問看護費を算定できるものです。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。</p> </div>	<p>平12厚告19 別表3の注1 <b>平18厚劳告127 別表3の注1</b></p> <p>平12老企36 第2の4(1) <b>平18-0317001号 別紙1第2の4(1)</b></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>1 (介護予防) 訪問看護費の算定</p>	<p>※ (介護予防) 訪問看護費は、(介護予防) 訪問看護ステーションにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付（二か所以上の(介護予防) 訪問看護ステーションからの(介護予防) 訪問看護の場合は各(介護予防) 訪問看護ステーションごとに交付）された指示書の有効期間内に(介護予防) 訪問看護を行った場合に算定できます。</p> <p>※ 20分未満の訪問は、日中等の訪問における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものであり、したがって、(介護予防) 訪問看護計画上也1月を通じて20分未満の訪問のみが設定されることは適切ではなく、日中における訪問と併せて設定されることとします。</p> <p>※ 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、(介護予防) 訪問介護費は算定できません。</p> <p>② 准看護師が(介護予防) 訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>③ (介護予防) 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が(介護予防) 訪問看護を行った場合は、以下のように算定していますか。  <input type="checkbox"/> イ 所要時間30分未満の場合 425単位  <input type="checkbox"/> ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 830単位  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 理学療法士等による(介護予防) 訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。</p>	<p>平12老企36 第2の4(2) 平18-0317001号 別紙1第2の4(2)</p> <p>平12老企36 第2の4(3) 平18-0317001号 別紙1第2の4(3)</p> <p>平12老企36 第2の4(5) 平18-0317001号 別紙1第2の4(5)</p> <p>平12厚告19 別表3の注1 平18厚労告127 別表3の注1</p> <p>平12厚告19 別表3の注1 平18厚労告127 別表3の注1</p> <p>平12老企36 第2の4(4) 平18-0317001号 別紙1第2の4(4)</p>
<p>2 早朝・夜間、深夜の(介護予防) 訪問看護の取扱い</p>	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に(介護予防) 訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>また、深夜（午後10時から午前6時まで）に(介護予防) 訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平12厚告19 別表3の注2 平18厚労告127 別表3の注2</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 早朝・夜間、深夜の <b>（介護予防）</b> 訪問看護の取扱い	<p>※ 居宅<b>（介護予防）</b>サービス計画上又は<b>（介護予防）</b>訪問看護計画上、<b>（介護予防）</b>訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとします。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。なお、20分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとします。</p>	平12老企36 第2の4(8) <b>平18-0317001号別紙1第2の4(8)</b>
3 2人の看護師等が同時に <b>（介護予防）</b> 訪問看護を行う場合の加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して<b>（介護予防）</b>訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>イ 所要時間30分未満の場合 254単位 ロ 所要時間30分以上の場合 402単位 いる ・ いない</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおりです。 イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合</p> <p>※ 2人の看護師等が同時に<b>（介護予防）</b>訪問看護を行う場合の加算は、体重が重い利用者を一人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、一人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護師等が同時に<b>（介護予防）</b>訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。</p> <p>※ 訪問を行うのは、両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要します。</p>	平12厚告19 別表3の注3 <b>平18厚労告127別表3の注3</b>  平12厚告23 四・五十五  平12老企36 第2の4(6)① <b>平18-0317001号別紙1第2の4(6)①</b>  平12老企36 第2の4(6)② <b>平18-0317001号別紙1第2の4(6)②</b>
4 1時間30分以上の <b>（介護予防）</b> 訪問看護を行う場合	<p><b>（介護予防）</b>訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の<b>（介護予防）</b>訪問看護を行った後に引き続き<b>（介護予防）</b>訪問看護を行った場合であって、当該<b>（介護予防）</b>訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定するものとします。</p>	平12厚告19 別表3の注4 <b>平18厚労告127別表3の注4</b>  平12老企36 第2の4(12) <b>平18-0317001号別紙1第2の4(12)</b>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>5 特別地域（<b>介護予防</b>）訪問看護加算</p>	<p>下記の地域に所在する（<b>介護予防</b>）訪問看護事業所又はその一部として使用される事業所の看護師等が（<b>介護予防</b>）訪問看護を行った場合は、特別地域（<b>介護予防</b>）訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 特別地域（<b>介護予防</b>）訪問看護加算対象地域 飯能市(名栗)、ときがわ町(大柵)、秩父市(浦山/上吉田/大滝)、横瀬町(芦ヶ久保)、皆野町(金沢/日野沢)、小鹿野町(三田川/倉尾/両神)、本庄市(本泉)、神川町(矢納)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 当該加算は所定単位数の15%の加算としていますが、この場合の所定単位数には緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。</p> </div>	<p>平12厚告19別表3の注5 <b>平18厚労告127別表3の注5</b></p> <p>平12厚告24</p> <p>平12老企36第2の4(9) <b>平18-0317001号別紙1第2の4(9)</b></p>
<p>6 中山間地域等小規模事業所加算</p>	<p>下記の地域に所在し、かつ、1月あたり延訪問回数が100回以下（<b>介護予防訪問看護については5回以下</b>）の（<b>介護予防</b>）訪問看護事業所（サテライト事業所の場合を含む）の看護師等が（<b>介護予防</b>）訪問看護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 中山間地域等小規模事業所加算対象地域 飯能市(風影・阿寺/八徳/上・下久通)、越生町(梅園)、ときがわ町(大柵以外の都幾川)、秩父市(吉田/荒川)、横瀬町(芦ヶ久保以外の全域)、皆野町(三沢)、小鹿野町(三田川・倉尾・両神以外の全域)、東秩父村(全域)、神川町(矢納以外の神泉)、寄居町(風布)、春日部市(宝珠花)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 延べ訪問回数は前年度（3月を除く）の1月当たりの平均延べ訪問回数をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いてください。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに体制届を提出してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 当該加算は所定単位数の10%加算としていますが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。</p> </div>	<p>平12厚告19別表3の注6 <b>平18厚労告127別表3の注6</b> 平12厚告26三・六十一</p> <p>平21厚告83一</p> <p>準用（平12老企36第2の2(13)①） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の2(4)①）</b></p> <p>準用（平12老企36第2の2(13)②） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の2(4)②）</b></p> <p>準用（平12老企36第2の2(13)3③） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の2(4)③）</b></p> <p>平12老企36第2の4(10)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、看護師等が<b>（介護予防）</b>訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 中山間地域等居住者加算対象地域は前記5または6と同じ。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※ 当該加算は、所定単位数の5%を加算していますが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。</div>	<p>平12厚告19別表3の注7 <b>平18厚労告127別表3の注7</b></p> <p>平21厚告83二 準用（平12老企36第2の2(14)） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の2(5)）</b> 平12老企36第2の4(11)</p>
8 緊急時 <b>（介護予防）</b> 訪問看護加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た<b>（介護予防）</b>訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時<b>（介護予防）</b>訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下の通りです。 ・ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 緊急時<b>（介護予防）</b>訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が<b>（介護予防）</b>訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算の他に所定単位数を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に、1月につき加算します。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※ 緊急時<b>（介護予防）</b>訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる<b>（介護予防）</b>訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとします。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定します。この場合、居宅<b>（介護予防）</b>サービス計画の変更を要します。 なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の<b>（介護予防）</b>訪問看護に係る加算は算定できません。ただし、特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の<b>（介護予防）</b>訪問看護に係る加算を算定します。</div>	<p>平12厚告19別表3の注8 <b>平18厚労告127別表3の注8</b></p> <p>平12厚告25四・四十八</p> <p>平12老企36第2の4(13)① <b>平18-0317001号別紙1第2の4(13)①</b></p> <p>平12老企36第2の4(13)② <b>平18-0317001号別紙1第2の4(13)②</b></p> <p>平12老企36第2の4(13)③ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(13)③</b></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
8 緊急時（介護予防）訪問看護加算	<p>※ 緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。このため、緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算に係る（<b>介護予防</b>）訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の（<b>介護予防</b>）訪問看護ステーションから緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算に係る（<b>介護予防</b>）訪問看護を受けていないか確認を行ってください。</p> <p>※ （<b>介護予防</b>）訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護（<b>介護予防</b>）支援事業所が（<b>介護予防</b>）訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させてください。なお、（<b>介護予防</b>）訪問看護ステーションにおける緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとします。</p>	<p>平12老企36 第2の4(13)④ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(13)④</b></p> <p>平12老企36 第2の4(13)⑤ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(13)⑤</b></p>
9 特別管理加算	<p>（<b>介護予防</b>）訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、（<b>介護予防</b>）訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき250単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 特別管理加算については、利用者や居宅介護（<b>介護予防</b>）支援事業所が（<b>介護予防</b>）訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させてください。</p> <p>※ 特別管理加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる（<b>介護予防</b>）訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合は医療保険では重症者管理加算を請求できません。（緊急時（<b>介護予防</b>）訪問看護加算と医療保険の24時間連絡体制加算との関係についても同様とします。）</p> <p>※ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。なお、2か所以上の事業所から（<b>介護予防</b>）訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられます。</p> <p>※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うようにしてください。</p>	<p>平12厚告19 別表3の注9 <b>平18厚労告127別表3の注9</b></p> <p>平12老企36 第2の4(14)① <b>平18-0317001号別紙1第2の4(14)①</b></p> <p>平12老企36 第2の4(14)② <b>平18-0317001号別紙1第2の4(14)②</b></p> <p>平12老企36 第2の4(14)③ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(14)③</b></p> <p>平12老企36 第2の4(14)⑤ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(14)④</b></p>
10 ターミナルケア加算	<p>在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た訪問看護事業所が、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む。）は、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平12厚告19 別表3の注10</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
10 ターミナルケア加算	<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおりです。</p> <p>イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること</p> <p>ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること</p> <p>ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること</p> <p>※ ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。</p> <p>※ ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。</p> <p>※ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければなりません。</p> <p>ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録</p> <p>イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</p> <p>ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</p>	<p>平12厚告25五</p> <p>平12老企36第2の4(15)①</p> <p>平12老企36第2の4(15)②</p> <p>平12老企36第2の4(15)③</p>
11 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	<p>利用者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、（介護予防）訪問看護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間で限度として医療保険の給付対象となるものであり、（介護予防）訪問看護費は算定しません。なお、医療機関の（介護予防）訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の（介護予防）訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。</p>	<p>平12厚告19別表3の注11 平18厚劳告127別表3の注10</p> <p>平12老企36第2の4(16) 平18-0317001号別紙1第2の4(15)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
12 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に該当しているものとして知事に届け出た<b>（介護予防）</b>訪問看護事業所が、利用者に対し、<b>（介護予防）</b>訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおりです。</p> <p>イ 当該事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること</p> <p>ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること</p> <p>ハ 当該事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること</p> <p>ニ 当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者ごとの資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等についても個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のADLや意欲</li> <li>・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</li> <li>・ 家族を含む環境</li> <li>・ 前回のサービス提供時の状況</li> <li>・ その他のサービス提供に当たっての必要な事項</li> </ul> </div>	<p>平12厚告19 別表3のハ <b>平18厚労告127 別表3のハ</b></p> <p>平12厚告25 五・<b>四十九</b></p> <p>準用（平12老企 36 第2の3(6) ①） <b>準用（平18-031 7001号 別紙1第 2の3(4)①）</b></p> <p>準用（平12老企 36 第2の3(6) ②） <b>準用（平18-031 7001号 別紙1第 2の3(4)②）</b></p> <p>準用（平12老企 36 第2の3(6) ②） <b>準用（平18-031 7001号 別紙1第 2の3(4)②）</b></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
12 サービス提供体制強化加算	<p>※ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。平成21年度については、当該健康診断等が1年以内実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとします。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。 ただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。</p> <p>※ 同一の事業所において、介護予防訪問看護（訪問看護）を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上であるものをいいます。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。</p>	<p>準用（平12老企36第2の3(6)③） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の3(4)③）</b></p> <p>準用（平12老企36第2の3(6)④） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の3(4)④）</b></p> <p>準用（平12老企36第2の3(6)⑤） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の3(4)⑤）</b></p> <p>準用（平12老企36第2の3(6)⑥） <b>準用（平18-0317001号別紙1第2の3(4)⑥）</b></p> <p>平12老企36第2の4(18)② <b>平18-0317001号別紙1第2の4(17)②</b></p> <p>平12老企36第2の4(18)③ <b>平18-0317001号別紙1第2の4(17)③</b></p>
13 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問看護費を算定していませんか。 いない ・ いる</p>	平12厚告19別表3の注12
14 サービス種類相互の算定関係（介護予防）	<p>利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費を算定していませんか。 いない ・ いる</p>	平18厚労告127別表3の注11

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第7 その他</b>		
1 ワムネットの活用	<p>① 福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。</p> <p>(URL) <a href="http://www.wam.go.jp/">http://www.wam.go.jp/</a></p> </div> <p>② 自己評価結果（本自主点検表第4-15-②、第4-16-②）をワムネット上で公開していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。ワムネットの利用登録をすれば利用できます。（無料）</p> <p>（アクセス方法）</p> <p style="padding-left: 20px;">ワムネットトップページ→会員入口→ログイン →都道府県情報→評価情報提供システム</p> </div>	
2 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>-健康診断書の提出を求めている場合、理由及び主な項目 -</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 100px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 訪問看護サービスは、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">平成12年11月16日全国介護保険担当課長会議資料「運営基準等に係るQ&amp;A」 一部抜粋</p> </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令												
3 介護サービス情報の公表	<p>① 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 新規事業所は、基本情報のみ報告  既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p> <p>ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。（「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照）</p> </div>	<p>法第115条の35  第1項  施行規則  第140条の43  施行規則  第140条の45</p> <p>施行規則  第140条の44</p>												
	<p>② 報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>	<p>法第115条の35  第3項</p>												
4 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">事業所数20未満</th> <th style="width: 25%;">20以上100未満</th> <th style="width: 35%;">100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備届出事項</td> <td>法令遵守責任者</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出書の記載すべき事項</td> <td>名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等</td> <td>左記に加え 法令遵守規程の概要</td> <td>左記に加え 業務執行監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table> </div>		事業所数20未満	20以上100未満	100以上	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施	届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要	<p>法第115条の32  第1項、第2項</p> <p>施行規則  第140条の39</p>
		事業所数20未満	20以上100未満	100以上										
	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施										
届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要											
<p>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>														
<p>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p>														

